平成３０年（フ）第４４２号
東京都府中市宮町２丁目４―13―103
債務者　村田　　渚
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４４４号
東京都品川区大崎５丁目２―１　都営大崎五丁目アパート611
債務者　水谷　和惠
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４４８号
東京都練馬区石神井台５丁目23―29―301
債務者　西尾　聡志
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４５１号
東京都品川区八潮５丁目３―14―204
債務者　齊藤　史央
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４５５号
東京都武蔵村山市岸１丁目41―１　グローリータウン　A　205
債務者　佐藤太孔羊
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４５８号
東京都品川区二葉３丁目20―15
債務者　北島　トメ
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４６０号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘２丁目18―５303
債務者　高木なおみ
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４６１号
東京都荒川区西尾久２丁目33―１―202
債務者　沖山　盛夫
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０１９号
横浜市金沢区富岡西７丁目16番１―306号
債務者　氏家　由美
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７８号
横浜市泉区和泉が丘３丁目19番15号　スプリングヒルズG201号
債務者　菊池　節子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８６号
北海道旭川市忠和６条７丁目６番22号　ファミリーハウス67　２号
債務者　木龍　芳春
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３５号
大阪市淀川区宮原１丁目16番33―205号
債務者　水鳥　有規
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２９号
大阪市平野区長吉長原４丁目14番24号レオパレスエメラルドストーン210号室
債務者　新里　愛菜
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４２号
大阪市港区夕凪１丁目９番27号ベルメゾン朝潮橋601号
債務者　新井　宏育
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部